

令和元年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和元年6月19日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和元年6月21日（金曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
住民福祉課長	今道晋次君	税 務 課 長	大平弘明君	保険環境課長	安達伸男君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	川崎順二君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局書記	濱野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第44号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第45号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第5 発議第1号 議員の派遣について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さんおはようございます。本日は、令和元年6月第2回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、5番阿部豊君、6番橋本義雄君を指名します。

これから、議案の上程を昨日に引き続き行います。質疑・討論・採決の順に進めますが、昨日の日程第21、議案第42号、佐々町水道事業給水条例の一部改正について答弁が誤ったということで、町長から修正の申し出がっております。町長の修正の申し出で異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

そういうことで、町長のほうからお願いいたします。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。議長から御説明がありました、佐々町水道事業給水条例の一部改正につきまして、3番議員の質疑に対して、誤った回答をしていましたので、回答の訂正をお願いいたします。

水道事業が黒字か赤字か、また収益がどうなっているかとの質問に対して、修正をお願いいたします。

平成30年度決算では、当年度純利益が1億880万円となっております。これにつきましては委員会でも御説明しましたように、今年度から水道管の老朽化対策や平野地区の配水管能力不足改善のための工事を行いますので、今後は減少するものと考えております。

それと、消費税増税に伴う影響額についてですけれども、給水収益で270万円の増、処理場の維持管理や、管工事に伴う支出の増が725万円、差額が455万円となります。

以上です。申し訳ありませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番議員いいでしょうか。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

あの、質問の趣旨としては、あの、討論の趣旨としてはですね、特に変更はありませんけれども、決算についてはその正確な数字というのが決算審査後ということではないのかなというふうに思いますが、いかがなんでしょうか。取扱いとしてどうなんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
暫時休憩します。

（10時03分 休憩）

（10時03分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

冒頭で話しました平成30年度決算見込みではということで修正をよろしくお願いいたします。

— 日程第2 議案第44号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
議案に入ります。  
日程第2、議案第44号 令和元年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第44号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、13款国庫支出金、補正額2,620万9,000円、計9億7,445万9,000円。2項国庫補助金、補正額2,620万9,000円、計3億1,468万円。

歳入合計、補正額2,620万9,000円、計61億4,320万9,000円。

歳出、2款総務費、補正額329万6,000円、計6億4,407万1,000円。1項総務管理費、補正額329万6,000円、計4億9,434万1,000円。3款民生費、補正額2,401万6,000円、計19億3,756万7,000円。1項社会福祉費、補正額2,401万6,000円、計8億2,287万2,000円。14款予備費、補正額減額110万3,000円、計2,323万円。1項予備費、補正額計とも同額です。

歳出合計、補正額2,620万9,000円、計61億4,320万9,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお開き下さい。今回の補正につきましては、本年10月からの消費税、地方消費税の引き上げに伴いまして、消費に与える影響の緩和、また地域における消費を喚起、

下支えすることを目的としまして、低所得者の方と子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業費、合計で2,384万4,000円と、また、電算システムの改修費として239万8,000円などを計上をいたしております。よろしくお願い致します。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

各課長から説明があれば許可します。

住民福祉課長。

**住民福祉課長（今道 晋次 君）**

すいません、お手元の資料、予算書3ページを御覧いただければというふうに思います。

まず、この3ページの上段、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のところでございます。金額は2,433万円ということになっております。で、説明欄にありますように、障害者総合支援事業費補助金とプレミアム付商品券事業補助金がございます。

まず上段のほうの障害者総合支援事業費補助金の48万6,000円ですけれども、これにつきましては2つに分かれておりますが、消費税増税に伴います報酬の改定と処遇改善の対応にかかるシステムの改修分として、3万2,000円。で、それから就学前の障害児の発達支援の無償化への対応、これは先ほどもありましたけれども、10月1日からの幼児教育の無償化に伴いまして、就学前の障害児におけるその発達支援のお子さんにかかる無償化というふうなことで、実施がされますので、そのシステムの改修費用として、45万4,000円の補助金が入ってくるということになります。

それから同じく同じ節ですけれども、プレミアム付商品券事業費補助金の2,384万4,000円ですけれども、今、企画財政課長のほうから話がありましたとおりでございますけれども、全額が国庫補助金ということになります。で、先ほどの説明のように今回のプレミアム付商品券事業につきましては、消費税の引き上げが低所得者並びに0歳から2歳児の子育て世帯の消費に与える影響を緩和をすると、また、地域における消費を喚起するという目的として、今回の国が取組をするということによって全国的に行われるものでございます。

それからその下の2節児童福祉費補助金でございます。子ども・子育て支援事業費補助金187万9,000円ということでございます。これにつきましては本年度10月1日から実施される幼児教育無償化に伴うシステム改修費用にかかるものでございます。全額国庫補助というふうなことになっております。歳入は以上でございます。

すいません、下の4ページのところを御覧いただければと思いますけれども、2款総務費1項総務管理費の8目電子計算費がございます。13節委託料でソフトメンテナンス委託料というのがございますけれども、先ほど御説明をさせていただきました補助金にかかる部分の歳出ということでございます。このソフトメンテナンス委託料の中に、先ほど御説明をさせていただきました障害者総合支援事業費補助金にかかるもの、それと、子ども・子育て支援事業費補助金にかかるものと、この2つがこのソフトメンテナンス委託料の中に入っております。

まず、障害者総合支援事業費補助金にかかるものでございますけれども、これにつきましては先ほども申しますように、幼児教育無償化に伴いまして、就学前の障害児の発達支援の無償化があわせて始まるものですから、それに伴う障害福祉サービスシステムの改修を行うものでございます。また、消費税増税に伴いまして、報酬改定や処遇改善も対応がなされるということでございますので、そのシステムの改修を行うものでございます。

それから、子ども・子育て支援事業費補助金にかかるものとしては、幼児教育無償化にかかる副食費の計算、徴収事務にかかるシステムをはじめ、利用給付などのシステムの改修を行うものでございます。

それから同じく4ページですけれども、3款民生費1項社会福祉費の1目の社会福祉総務費の

ところの28節繰出金でございます。この介護保険特別会計繰出金でございますけれども、介護保険特別会計において、介護報酬システムの改修が必要になるというふうなことでございまして、その費用にかかる町負担分の3分の1を今回繰出金として予算計上をさせていただいているところでございます。

それから、5目プレミアム付商品券事業費でございます。これにつきましては、今回の商品券事業につきましては、プレミアム付商品券事業対象事業者抽出用のシステム改修業務というのがございます。これにつきましては、すでに繰越事業として作業を進めているシステムの構築ということになります。このシステムにつきましては、以前に行った臨時福祉給付金とか、そういった部分のシステムを活用しながらの作業を進めているところでございます。それと、そのシステムを活用した対象者への通知ということが、事務としてはまず発生しますけれども、その事務につきまして住民福祉課のほうで作業を行うことといたしております。商品券との引き換え業務につきましては産業経済課のほうで事務を行うこととさせていただいております。これにつきましては、県内のほうでも窓口が福祉の窓口であったり、産業振興、産業経済というふうな格好での窓口であったり、新たにプレミアム付商品券の窓口を設けたりというふうなことで、県内市町でそれぞれまちまちということもございますけれども、窓口が福祉で、結果として委託をし、作業を進めるところが県内はほとんどでございまして、商工会なり商工会議所への委託ということで作業を進めるところが8団体、郵便局へ委託をするというところが9団体でございます。まあ、本町についてはその8団体の中の一つとして商工会への委託を今想定をし、準備を進めているところでございます。

委員会等でも御説明をさせていただいておりますけれども、現時点でのこのプレミアム付商品券事業にかかる対象者の見込み数につきましては、住民税の非課税者で2,340人、3歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯と人数ですけれども、407世帯で460人ということで説明をさせていただいているところでございます。基準日は本年の6月1日となっておりますので、システムが構築出来次第、そういった作業を進めていくことになろうかというふうに思っております。

また、10月1日からプレミアム付商品券が利用できるというふうなことになりますので、国のほうからの通達として、6月2日から9月30日までにお生まれになったお子さんについても対象と当然なりますので、随時そういったところの対応を進めていきながら、今申し上げた人数については多少増となるのかなというふうに思っているところでございます。

そういった事務を進める中で、3節の職員手当等の時間外勤務手当をはじめ、こういった費用全体の2,384万4,000円の予算計上をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、4ページの12目庁舎建設事業費でございます。庁舎建設事業費につきましては、基本構想および基本計画策定業務の委託料2,600万を当初予算で計上させていただいております。

今回計上させていただいた分につきましては、庁舎建設を基本構想、基本計画を策定する外部委員会をつくりたいということで考えておまして、一応回数を8回、15名で予算計上をさせていただいております。宜しくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

はい、ないようです。

これから、質疑を行います。

9番。

9 番（川副 善敬 君）

プレミアム商品券についてお尋ねをします。これについては本来の事業は、目的は住民税の非課税者とそれから3歳未満の子どもさんが属する世帯の世帯主、要するに10月からの消費税アップに対するこういう方たちのフォローということでの福祉目的の部分が大きく占めるプレミアム商品券の発行だと思います。それを本来はすべて役場の中で、役場の全部の税務課、福祉、そういう中で産業経済課、そういう中で、役場の中で処理する問題だと思いますけれども、商工会に委託をするということですが、発行についてですね、取扱いについて最終的には。そうすると、商工会において、まず、これは産業建設文教委員会の中でも指摘があって重複するところでもありますけれども、確認の意味を込めてこの件には質問しますが、本来福祉の目的でプレミアム商品券を発行して、商工会に最終的に委託すると、そうするとそういうふうなプライバシー、個人の秘密情報の漏えいについてはどのように考えて、対策を考えて商工会に任せると、目的と漏えい対策について第1点はお尋ねします。

それから、このプレミアムの発行期間、取扱期間、いつからいつまでが取扱いされるのか。これが2点目。この2点をまずお尋ねします。

それから3点目。ついでに。委託料。事務費として343万5,000上がっておりますけれども、これは商工会の委託料なのか、商工会への委託料はいくらなのか。

この3点をお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

まず商工会の委託という形なんですけれども、前回そのプレミアム商品券というのを平成27年のほうにされた事業がございました。その時に、取扱店の募集や商品券の換金等という形での事務をされているところが商工会のほうでございましたので、その時のノウハウがあるということもありまして、今回対応していただけるという回答を得ております。そういった形からでも、今回商工会のほうにはお願いしようかというふうに考えているところではございます。

それと、発行期間なんですけど――

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、今、「料」ということで言われたけんですが。委託料。

はい、どうぞ。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

続きまして、委託期間のほうになりますけれども、期間のほうはですね、7月上旬といいますか1日からですね、予定をしております、事業終了まで、3月31日までになるかというふうに現在考えてるところでございます。

それと、あと、券の発送のほうになります、期間のほうになりますけれども、9月の中旬から

引換券というのを発行いたしまして、利用のほうは10月1日より使用ができる形になっておりまして、使用終了のところを現在のほうでは2月末をめどに終了しようというふうな形で今のほうは、事務のほうは進めようかというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

漏えい。

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

あ、失礼しました。個人情報の取扱いになりますけども、個人情報の守秘義務という形のほうで商工会のほうにはですねしっかり管理ができるように、あの、契約等のほうにも、うたいまして、担保していただくというふうな形で考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、今、あの、産業経済課のほうから個人情報の取扱いについても少し話がありましたけども、国からの通知でも、その個人情報の取扱いについての通知があっておりまして、商工会等に業務を委託した場合、非課税世帯であることの個人情報を提供することになってしまっても、守秘義務が担保できるか不安であると、そういった、今もうまさしく9番議員さんが御質問になったようなことが、国も懸念されるというふうなことであっておりまして、そこへの対応として、適切に個人情報の管理がなされるように、契約等によりしっかりと担保をされたいというふうに通知がなされてるところでございます。

また、委託元となる、自治体には監督責任が生じることを留意されたいというふうに通知がまいっておりまして、まあこの通知に沿って事務を進めていくことになるのかなというふうに考えております。

ただ、実際に業務をしていくうえで、最初の事務として、その引換券とかそういったものを町のほうから発行というか、送付をしますけれども、それを受けた住民の方が、今の事務の流れ、予定の流れでは商工会のほうで交換をさせていただいて、商品券を購入するというふうなことになるんですけども、商品券を購入するのは3歳未満のお子さんをお持ちのところと、それと非課税者ということになります。ただ、どういった方がその代理としておいでになるかはわかりませんが、そこについての取扱いは、もう少し実態に即した形での事務の進め方というのを協議していく必要があるのかなというのには考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（川副 善敬 君）

商工会の事務委託料343万5,000円の内訳がなかったようですけれども。

私が心配しておるのは、そういう意味で、実際に、まあこれあれですけど、商工会は人の出入りが多くてですね、役場も多いですけど、役場の場合には福祉とか生活のための、税とか、そういうために出入りをなさっておるんで、券を、例えば役場が発行するにおいても何も、何

ら疑問を一般の人は抱かない。しかしながら商工会にそういう券を取り来ると、あくまでも、一つは対象者だということが商工会のほかの用事で来た人にもわかるし、出入りするときも券を買う時に、ほかの人は商工会には来とったときも分かる。それから名簿の確認においても、名簿の管理においても、まあ、おこがましいですけど、私が商工会長として、そういう個人の情報管理においてはですね、あそこの警備体制も、1点目は券を買いに来られる方が分かる、外部にですね。内部にも商工会。金融とかいろんな福利厚生の方でも相談に来られております。そういうなかでね、やはりそういうプレミアム券を買うとについては、そういう対象者だなど、ほかの商工会も分かるし、そういう意味において、その人が知られたくないんじゃないかというプライバシーの問題。それから事務管理する上に名簿等、ね、1回ありました。あの、あそこに、盗難が、ね、警備体制も十分ではない。そしてまた、まあこう言っちゃなんですけど、職員体制もですね、今の会長はどう考えておられるかもしれんですけども、いろんな、税務指導、福利厚生、その他の面で手一杯だと思います。そういう意味において商工会との打ち合わせの中において、職員の商工会は増員体制を考えての引き受けであるのか、そこまで詰められたのか、ですね。そういう警備体制。それから職員のこの事務に対応する体制。そういうものを確認されて事務費が幾らなのかということでお尋ねをしようとしたんです。

それから、あの、これがですね、極端に言えば、この2,340人と407世帯で2,747名になりますね。そしたら初めに集中してくるんですよ、買いにね。もし仮に実施したとして、そうした場合にはですね、2,800名の方が土曜、日曜休みとして、2か月間に集中した場合はですね、2か月で、一月で70名さばかんばごとなるわけですね。で、これが70名掛ける20日ですね、1週間は、土曜、日曜除いて。そいで1,400名ですよ、2か月。そうすると、そこで体制ができるのかということですよ。それから先ほどね、あの、本来は福祉が目的だと言ったのは、このプレミアム券を20年3月に発行したと、今、課長が答弁なされたけれども、これは、福祉のためのプレミアム券やったとですか。一般的な商店街の振興と景気対策のための券の発行じゃなかったですか。福祉対象のプレミアム券を取り扱ったのは今までなかったと私は記憶しておりますけど、もし間違いならあれですけど、今の答弁の確認。

以上3点になるかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、いいですか。

暫時休憩します。

（10時28分 休憩）

（10時28分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、最後の御質問からですけれども、以前のものでですね、平成27年度に実施したものが福祉目的だったかということですけども、これは、そうでは——（川副議員「20年って言わんやった。」）27年ですね。（川副議員「ああ、ごめん。すいません。」）はい、3年ほど前になりますけども、それは議員御指摘のとおりで福祉目的ではございません。

それから、委託料ですけれども、委託料につきましては、予算書にありますように、1,910万円ということで、委託料の予算を計上させていただいております。この委託料の中には、さき

ほど3,000名近くの方の商品券との交換作業が出てくるというふうなことで、一日当たり70人程度さばくようなことになるというふうなお話でしたけれども、まあ、そういったことも含めまして、人件費とアルバイト賃金というふうな形ではございますけれども、2名の雇用という形で、委託費の積算を商工会とのほうと産業経済課のほうが詰めたなかで整理をされているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9番。

9 番（川副 善敬 君）

まあ、第1点目のそのプレミアム商品券については、前は消費税対策だったと。だから、私としては、それだけの本来の目的の福祉ということを考えれば、そういうふうにプライバシーの問題があるから役場の庁舎内で処理するのがベターだと言っているんです。

それから、もう一つはね、これかえってプライバシーのおそれが出てきたんですけどね、2名の商工会が臨時職員を雇用させてね、雇用して、そういう大事なね、個人情報のおそれ、秘密書類をね、臨時の職員に任せるっていうこと自体がね、商工会がいかんですよ。いろいろ手前味噌言えはいかんですけど、だから商工会は昔ですね、いろいろ不祥事が商工会議所でもあった時に、商工会の中でも現金を扱う部分、貯蓄共済とかですね、積立とか金とか現金を扱う分には、県の職員が扱うようになってるんですね。商工会の職員も県から派遣されてきますから、時々臨時を申告、増税のときに雇う場合には、元商工会勤務の退職者に任せるんですけど、そういう、日頃積金とかですね、いろんな積立、それから貯蓄、共済、いろんな現金を扱う部分にはそういう正規の職員を充てるんですよ。だから、ここで臨時の職員を充ててね、任せるってようなこと自体がね、プライバシーに、これ情報漏えいのね、おそれがある。そこら辺を詰めながらね、あとからね、いろいろね、商工会の中から漏れた一件もありますよ、いろいろ。融資金額とかなんともありますからね。そういうもんはね、本職員しかしないんですよ。だからそういう商工会のシステムを考えたときにね、いろいろね、これはもう一遍商工会と打ち合わせてね、できるのかできんのか、その確認をしながら、もしするとすればですよ、私は反対ですよ。これは大体福祉の事業でしょう。それを商工会に任せるなんて、何でもあなた丸投げが好いとるごたるけどね、丸投げせずに自分の力で、ある程度住民の本当の福祉のためだから、住民の役場内で処理すべきですよ。うん。これは秘密情報のおそれありますよ、問題指摘しときますけど、漏えいの。だから商工会の内部でもそういう体制なんですから。いろいろ現金を扱う、そういうところの関係はね、きちっとね、職員が使っているいろいろあったんですよ、不祥事は。まあ、どこでもあるでしょうけど。だからそういうことに商工会も改めてあるんで。だからここで臨時を雇うてね、そこで対応させるっちゃうことは、なおさら秘密漏えいのおそれがありますよ。だからそこら辺はもう一遍体制を、もし、委託するとするなら打ち合わせて、できないとなれば本庁に戻すべきですよ。そうしないと問題が起きてからね、実際にあつたんですからあそこも、あの、盗難のおそれがあったり何だり。警備体制も十分かっちゃうこともせにやいかんし、そういうことをね、慎重に進めながらね、やらないとね、問題が起きてからはね、大変と私は思うんですよ。そこら辺どうですか。

そいと、外部から出入りするその短期間の間に人がたくさんきますからね、そいで福祉だったら福祉関係の単一業務でしょうけど、商工会は融資だ、金融あつせん、銀行だ、それから経営改善普及事業といっているいろいろあるんですよ。そういうことをね、考えた時に、それに専念してやれるのか、人の出入りが、私が言いたいのは、人の出入りがそれで多いんですよ。その多いなかでね、きちっと書類なんか管理できるのかということもありますんで、そういう点については、打ち合わせは済んだらどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御心配されてます商品券の販売につきましては、一応、商工会のですね、窓口のほうでも販売のほうをいたしますけども、特別にまた会場のほうを別に用意いたしまして、そちらのほうで販売をするという方法も検討されております。一応、販売の予定にはなっておりますので、そちらのときには集中するという形はあろうかと思っております。

それと、今回のそのプレミアム商品券のほうなんですけども、まずその購入券というのを発行いたしまして、それをお持ちになって購入をされる形にはなりますけども、商工会のほうにつきましては、その購入券自体を所持されるという形になりまして、対象者の分の名簿とかつていう形の分は、別段お渡しする形ではなくてですね、その引換券を、購入券を持って来られた分にですね、お名前等載っとなります。そちらのほうでの一応確認という形をしていただくようになろうかと思っておりますけども、お名前等出る分につきましては、その点だけになろうかと思っておりますので、その辺でもプライバシーというのは少しは守られるんじゃないかというふうに思っておりますのでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、川副議員がおっしゃったことの、福祉関係のプレミアム商品券であります。この前は消費税関係の、消費の喚起のプレミアム商品券を商工会がやったわけでございますけど、今回も福祉という目的で商品券を発行するわけでございますけど、やはり個人情報っていうのは1番重要なことって、我々もそれについては認識しているわけでございますので、そのなかでですね、やはりよくですね、商工会とそれから担当課、それから住民福祉課を交えてですね、どうい個人情報の漏れがないような方法でですね、町として喚起をしたいと、我々としても関与をしていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
4問目で確認です、どうぞ。  
9番。

9 番（川副 善敬 君）

そうすると商工会は、佐々、この役場で発行した券は、引換券は対象者に送るんですね。役場から。そして、それを商工会に持っていくんですね。そしたら商工会は名簿のチェックなど関係なく、その交換券で商品券をやるっちゅう形になるわけですか。そしたら向こうに名簿は、商工会にはないわけですね。ないとね。どうすると。ただ、引換券で全部渡すと。

議 長（淡田 邦夫 君）  
はい、いいですか。  
じゃあ、答弁いいですか。  
9番。

9 番（川副 善敬 君）

それと、それから私が言うのはね、名簿がないとしても、その名簿はないとしても、ただその商品券を買いに行く、交換に行くときにね、福祉のね、そしたらほかのいろんなお客さんが出入りする、お客さんって、会員が出入りしたり何だりするですたいね。そしたらその券は持って行ったときに、その人が非課税所帯だとわかるから、それも秘密情報に触れるんじゃないかということですよ。あそこに持って行って買いよったら、いろいろ会員さんも何も来た時にわかるじゃないですか。それもプライバシーの漏えいにならないですかって。全般を含めてね、名簿も含めて、今の私が言っているあそこで券を買えることによって、「ああ、あの人は住民税非課税ばいね。」とか、そういうふうな所得がわかるんじゃないかっちゃうとも、一つはプライバシーの守ってやらんばいかんとじゃないですか。あそこで買えればわかるじゃないですか。住民税非課税ってね。誰だってプライドがあるから、そういうところで特別にせんでも役場するのが、私はそういうのもプライバシーにかかるんじゃないかなと言ってるんですよ。

逆に、非課税住民の方にとってみればね、そういう思いがあられるんじゃないかなっちゃうことで、私はそれもプライバシーの保護という形で言ってるんで。そこら辺も相手の立場に立って考えるべきだと私は思うんですけどね。そういう点はどういうふうな配慮なされたんですか。検討されましたか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、あの、例えば今回低所得者の方と3歳未満のお子さんをお持ちのところというふうに分かれます。で、今、国から指示があってるのは、例えば、その商品券の色を分けたりとか、要するに識別できるようなことは絶対にやらないよという通達は来ております。したがって、対象がその2つに分かれますけれども、同じような商品券をお使いいただいて、買い物をしていただくということになります。で、個人情報の取扱いということでございますけれども、その商品券を持って買物をされるということでの個人情報については、何ら国のほうからは個人情報の問題にあたるものではないというふうな判断を国がなされているようですので、その整理はいたしておりません。ただ、前段で申しましたように、商品券を2種類に分けるとかっていうことはもちろん考えておりませんので、そういった配慮で国が指示するような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（10時41分 休憩）

（10時44分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、9番議員が言われます個人情報ということで、非常に心配しておられます。執行においては十分に配慮をし、実行していただきたいということで思っております。

ほかに。

2番。

## 2 番（浜野 亘 君）

まあ、似たような質問になるかと思いますが、まず4ページですね、プレミアム付商品券事業費の臨時雇賃金の内容の説明をお願いしたい。これは7月1日から9月30日までに発送事務を終えるために雇われるんでしょうけども、何人を雇うつもりでられるのか。それから、職員の手当が77万って組んであるんですね。臨時を雇って、それでまた時間外手当を組んで、そこから商工会には臨時職員を雇った委託をするというような御説明でしたし。

もう一点。産業経済課長が委員会でも答弁をこうしたんですけど、県内のほとんどの市町がこういう形で産業経済課部門みたいところでやってるという答弁だったんですけど、先ほど住民福祉課長の話では、郵便局をお願いするとかっていうところもあります。あと4自治体は住民課か福祉課かそういうところでやってるんじゃないんですか。ほとんどやってるという回答でしたけども。

それから、役場の職員体制で前回、臨時職員を雇って、福祉の給付金、臨時給付金というのを過去二、三回されたと思うんですよ。それは住民福祉課の窓口で、私もいただいたことありますけども、窓口でしていただきました。今回、2,700世帯ぐらいの人数ですよ、役場でできるんじゃないですか。その委託料をする部分についてはですね、商工会で発券事業とか、印刷されるかもわかりませんが、そういうところをもうしていただいて、あと交換、商店街から上がってきたものの商品券の現金化について委託すればいいことであって、こちらでは該当者の方に役所に来ていただいて、そこで引き換えてお渡しすれば、個人情報保護が守れるんじゃないかと、先ほど産業経済課長が答弁しておりましたけども、ほとんど守れるんじゃないですかというような答弁でした。ほとんどではだめなんじゃないですか。そして、わかっている住民福祉課長が国の通達とか何かで答弁されてます。産業経済課長は持ってないですよ、資料を。そういう状況で不安がいっぱいです。その辺のやっぱり疑問を払拭していただきたいというふうに思いますので、私の提案もちょっと考えていただかないといけないなと思って、ちょっと意見を述べさせていただきました。よろしくをお願いします。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

## 住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、臨時雇賃金のところですけども、これにつきましては2名の臨時、役場でのですね、町での2名の臨時雇賃金を、想定をしているところでございます。

それから、職員の時間外勤務手当ですけども、これにつきましては、住民福祉課、税務課、それから産業経済課のそれぞれの業務がありますので、その分を含めて、ここで計上をさせていただいているところでございます。

それから、県内の市町で産業経済課が委員会の折に、産業経済課でやるところが大半だっている話で、あの、窓口が福祉の窓口、いわゆる補助金の窓口が福祉の窓口で、実際の業務は、最初御説明をさせていただきましたように、非課税者であるとか、3歳未満であるとか、まあ、システムではございますけれども、そういったところの、まず、対象者の選定という部分がございますので、そういったところが福祉の所管でやって、その後、商工会なり郵便局に委託をするというふうなその作業を産業経済課なり、いわゆる商工業の担当のところで行っているのが県内の事例ですよっていうことを、産業経済課長が担当委員会の中で御説明をさせていただいたんだろうというふうに思います。

それから、私がこう、たまたま国の通達といいますか、それを読んでお話しをしましたが、でも、産業経済課長も同じものを持っておりますので、基本的には情報は共有しながら進めているというところでございます。

あと、臨時給付金の時のように、給付をするということであれば、今、議員さんがおっしゃるようなことがあったのかもしれませんが、まあ、今回は消費の下支えと言ったこともあってのその商品券というふうなこともあって、県内の自治体の中でもほとんどが委託をし、対応をするというふうな形になってるように、本町においても県内の他の市町の状況を見つつ、今回の私どもの進め方を取らせていただいたというところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

えっとですね、委員会の報告でですね、大半って答えられてないんですよ。ほとんどっていう、今の福祉部門から経済部門にお願いするというのがほとんどっていう回答でございまして、これは今道課長、住民福祉課長も同席されてたんですよ。その委員会、5月27日ですか。わざわざもう委員会終わってた後にこのプレミアム商品券のことで、産業建設文教委員会を招集されたわけですけども、そこまでしてすべきなのかっていうことですよ。住民福祉課でなぜできないのか。先ほど私がやれるんじゃないですかって言っても、その回答はなくて、よその状況がこう大半ですみたいな。そうじゃなくて、個人情報保護を守れる体制があるんだったら、町のほうでしていいんじゃないんですかって言ってるんです。今ままで臨時給付金はやってきたわけですから、やれないことはないんじゃないんですかっていうのを、再度、住民福祉課長から回答をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
はい、いいですか。  
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

あのまあ、同じような答弁になるのかもしれませんが、今回の案件は臨時福祉給付金の時のように給付ということではなかったものですから、商品券の発行も含めて、先ほど冒頭で産業経済課長が申しますように、3年ほど前に商工会が商品券の発行をしたそういったノウハウがあるというふうなこともあって、商工会との話をしながら進めたというところでございます。県内のというふうに申しますのは、まあ、結果として同じような話なんですけども、商品券の発行事務自体がやっぱりその商工会なり、商工会議所がこれまでのノウハウをお持ちだというふうなこともあって、県内の8団体がそういったところに委託をされてるというふうなことだろうというふうに認識をしてるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）

平成27年に発行した経過、経験があらわれるわけですよ。商工会として。だったら、直接委託すればいいじゃないですか。同じ佐々町長名で委託するわけですか。わざわざ産業経済課を経由する必要がないんじゃないんですか。産業経済課はわからずに何かしないといけないという状況のなかに今進んでるような気がいたします。町長名で委託されれば同じことでしょう、結果、産業経済課を経由しなくても。そういうことじゃないんですか。わざわざ情報をこう広

げるような話になってしまう、だから役所のほうで販売していただいて通知を。事務の流れとして私が言ってるのが間違いのあったら訂正をお願いしたいんですが。7月1日から事務をして、9月30日までに該当者の方に届くわけですね。プレミアム商品券があなたは該当で買えますということで、案内が行くわけですよ。そしたら今度販売をするところが、結果、商工会に行かなくても、臨時雇を雇って、その、2人雇ってって計算したら、3月まで雇うつもりで計算じゃないんですか、これ。3月超えるかもしれませんね、金額的には。217万2,000円。内部でできるものはすばいいじゃないですか、あなたは併任辞令をもらってるんだから、頑張ってやっていただければいいと思いますよ。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
あの、今、浜野議員がおっしゃったように、給付金で、私も給付金じゃないってということで、これは浜野議員も御存じのとおり、消費を喚起するっていうのがまず目的で、この、今、消費税が上がるわけですね、そのための低所得者のために、消費税が上がるもんですから、その消費を喚起するために、今回このお金を出すプレミアム商品券ということで、利用ができるようにするわけでございまして、そのために、やはり今までノウハウを持った商工会のほうにですね、お願いをするということでやってるわけでございまして、そのプライバシーの問題とかいろいろあるわけでございます。先ほど申しましたように、本庁で名簿は作りますけど、そのなかで券を発行するって、出す場合は、商工会のほうで発行していただいて、それで商工会から皆さん方にお金、商品券を持って、皆さん方がお買物するっていうことでございますので、今回もやはりノウハウを持った商工会さんをお願いをしたっていうことでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
2番。

2 番（浜野 亘 君）  
まあ、町長がやっと回答されたんで。私はプレミアム商品券について反対してるわけじゃないですよ。一言も言ってません。誤解がないようにしていただきたいと思います。  
それと、商工会に委託することについても反対って全然言ってないです。役所がやるべきところはやってくださいっていうことを言ってるだけで。誤解がないようお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに。  
8番。

8 番（須藤 敏規 君）  
お尋ねしたいことは個人情報の保護、まあ、各2名の方から言われましたけども、それはそれで重要な案件だと思っております。あと、まず税務課のほうで該当者を選ばれてですね、低所得者、2,340人、この5月23日の資料を見ますとですね、なってるわけですけども、本来でしたら課税のために使う資料なもんですから、それを、まあ本人の承諾が得れば結構なんですけど、そこら辺の手続きとしては、その低所得者の方々が申請を出して、要るか要らないかは

本人の都合ですから、そこら辺の申請書を出してやっていくのか。

あと、引換券をさっきすべて商工会のほうに委託してするような話、いろいろ議論がなってるんですけど、その中で役場のほうでもですね、その換金場所の福祉課か産経でもですね、役場の中でも交換できるようなあれは考えられないのかですね。1か所だけでいかになくちゃいけないっちゃうのは、やはりどうかなと私思うもんですから、役場のほうでもできないのか、換金をですね。まあ、現金取扱いの事例とかそういう関係もありますからですね、そこら辺を整備していただければと思うんですけど。まあ、それが2点。

それから、額面ですね、5,000円券が1口とですね、まあ、今回は低所得者の方ですから、これが一遍買えばおつりは来ない、そういうことになりますからですね。1,000円券とか500円券、まあ、例えば刺身いっちゃだいたい500円ぐらいですからですね、おつりが来ないということになれば、1,000円券を4枚と500円券を2枚で5,000円にするとかですね、そういう工夫をやはりしていただきたいなと思うんですけど。そして、一括に2万円まで買えるんですかね。そしたら、やはりいったんにぱっと2万円揃えなくちゃいけない低所得者の方がですね、使いやすいような額面の金額に検討していただけんかともあります。そこら辺ですね。

それから、資料の中にですね、委託料プレミアム1,400万と下のさっきの事務費の343万5,000円と今回の補正予算の委託料の金額がちょっと違うわけですけど、166万5,000円ぐらいちょっと差があるもんですから、それは人間の関係でこう増えているのかどうかですね。そこら辺を確認をしたいということ。

それから、住民税の非課税っていうのはほとんど申告した方は均等割が掛かってるわけですよ。町民税が3,500円、県民税が2,000円、これも町民税課税ですからですね。これが非課税の方っていうのは、どういうことで2,340人おられるのかなと思うんですよ。均等割もやはり課税されてますからですね。均等割は計算しないのか。所得割だけで選んでるのか。これ文面そのまま読めば、住民税の非課税者ってなってるもんですから。そこら辺ちょっとお尋ねします。あとまた2点目で。

議 長（淡田 邦夫 君）  
税務課長。

税務課長（大平 弘明 君）

8番議員の御質問に対して、1番目と5番目になろうかと思えます。

まず、1番目の件でございますけども、税務のほうからのチラシ、お知らせ等によって今回の事業があるということを該当される方に対して、税務行政の一環として送付することについては、守秘義務には問題が生じないというふうな考え方をいたしております。

それから住民税非課税ということになりますので、先ほどお話があったとおり、均等割が課されていない方、非課税者ということになります。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

議員御質問の商品券につきましては、額面上5,000円という形になりますけども、それを一人当たり5口までの購入が可能という形になっておりまして、それぞれ5,000円ずつこう購入ができるようになっております。

それと、額面は5,000円になっておりますけども、購入券自体につきましては、500円ですね、券という形のものを10枚つづったような形で5,000円にするというような分での販売

という形になろうかというふうに思っております。そちらにつきましても、一応商工会のほうとも協議をしたなかでですね、その額面のほうでいこうかというふうに現在までは話をしているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

大変申し訳ございません。あの、先ほど御質問にあった多分委員会の時の資料に予算額、補正予算見込額を書かせていただいておりますけれども、その額との差があるということだと思いますけれども、申し訳ございません、委員会後、内容を詰めていくなかで金額が少し動いたというところでございます。申し訳ございません。

で、それから、引換券と商品券との交換する場所として、役場も検討できないかということですが、そこにつきましては先ほど9番議員さんが言われた点もございますので、商工会との協議っていうのはできるのではないかっていうふうには思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうですね、交換場所はですね、役場のほうもできるようにしていただければですね、まあ、来たくない人もおられるでしょうしですね、役場のほうが来やすい方もおられるでしょうし。それから、やはり額面はですね、500円ばかりするのもですね、1回1回こう換金するとき大変ですからね、やはり1,000円とか、いろいろこうメニューを作ってしていただければですね、いいかなあということで、500円ばかりこうしたら、換金すると大変なものですから、1,000円券を何枚とかしたらいかがかなあということでっております。

そして住民福祉課長の真っ先の説明で、0歳児から2歳児に影響を与えるため今回取り組まれたこのプレミアム商品券って言われて、資料で3歳未満とかいろいろ言葉が出てくるんですけども、ほかの市町村の3歳半とかっていろいろ書いてある部分もあるものですから、3歳半までとかですね、そいけん、3歳未満っちゅうのは間違いないですかね。これ。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、いろんな表現を使って申し訳ございません。国の資料は0から2歳児というふうになっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

すいません、その対象の、今お話がございました1歳児、2歳児という場合、それはそ

の、6月1日現在の年齢ということなんでしょうか、子どもさんの年齢。要するに、6月1日現在で誕生日がきて、3歳になる子はダメということなのか。要するに、基準日というのが、3歳未満、1歳児、2歳児っていうのは、どこを基準にしてあるんですかっていうことですね。3月31日までなのかですね。4月2日なのか、4月1日なのか、6月1日なのか。そこを一つ伺いたい。

それから、先ほど来、いわゆる個人情報保護の問題でありました。もう一度全体の流れですね、お話を聞いておまして、説明を受けたなかでも、最初に役場から引換券を対象の世帯に送付をして、そして対象の世帯がそれを、そのチケットを持って、引換券を持って、まあ、購入に行くという流れだということでした。そして、先ほどの課長の答弁では、その引換券にはそれぞれの名前が書いてあるということでしたから、じゃあ、引換券は、引換券の管理っていうのは非常に大事ですよ。引換券はどうするのかですね。その後の流れとして、引換券はボックスに入れて、そのまま役場に返納してもらうということになるのか。で、それコピーして使われたら名簿になってしまいますからね。そういうことだとか。そのあたりの流れがちょっともう少し詳しく説明いただきたいということと。

それから、そもそもの効果なんですけれども、全体、今回、国から2,400万弱のですね、交付金がきて、そして実際に使われるんですけれども、実際に使うのも、様々な経費を引いて、実際にマックスで使ったとして1,400万ですよ。実際に効果があるのはね。そのうち何割の方が交換に来られるかわかりませんが、マックスで使って1,400万程度ということは、結局1,000万ぐらいは経費ということになるわけですね。本当にそれだけかけて、1,000万かけて1,400万の経済効果っていうか、プラスになる、そういうことがね、本当に効率的な行政なのかと。本当にまあこんなものっていうのは役に立たないなあっていうことを改めて感じますが、それでも実際にそれを活用してプラスになるって方もおられるわけで、まあ、そういう点で、改めてですね、そのプライバシー保護の問題とかっていうのは詳しく見ておく必要があるんじゃないだろうかというふうに考えましたので、お答えいただきたいというふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）

3問。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

まず、基準日ですけれども、6月1日が基準日ということになります。で、6月2日から9月30日までに生まれた子がさらに追加というふうなことになりますので、基準日は6月1日ということになります。

それから引換券ですけれども、これが、国が示したものですけれども、こういう、まあ、サイズがどうなるかわかりませんが、先ほど8番議員さんの御質問にもあったんですけども、1つが5,000円として2万5,000円分ありますけれども、5,000円ずつ引き換えができると。で、この券を持って商工会に、今の想定ですけれども、商工会に行って、商品券を交換して、ここにいついつ交換したというスタンプを押してもらおうと。それが一遍にやるとすれば、5回分を5か所分を全部打っていただくというふうなことでの事務というふうなことになるかというふうに思います。

それから最後の交換の部分につきましては、前回の27年に行われた時には景気対策というふうな視点もございましたので、国から効果算定という話も出ておりましたけれども、今回については効果は算定しないというようなことになっているようでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
3番。

3 番（永田 勝美 君）

わかりました。あとですね、その券、今の、まあわかりました、引換券というのは、要するに本人が持ち帰るということで理解していいんですね。だからその、相手方に渡してしまうわけではないわけですね。交換じゃないんですね、ということが一つわかりました。

それからもう一つは、いわゆる代理の方が買いに来られると、その交換券を、例えば母親の分を息子が買いに行くとかいうことができるのかということですね。ということと、それから、これは多分できないんでしょうけども、その引換券そのものは売買できるのかと。結局まあ簡単に言えばですよ、引換券を大量に集めて、で、換金するっていう方法だって、まあ、非常に犯罪性も高いんじゃないかと思うんですけど、そういうこともできるのかということもちょっと改めて確認しておきたい。結局、誰かに頼んでやるのであればね、そういうことができるんじゃないかと。誰かに頼んでいけば、まあプライバシーの保護はできるけども、かと言って片っ方ではそのそれが売り買いされるようなことってないんだろかということをごすね、ちょっと懸念したので、確認したいと思いますが。

議 長（淡田 邦夫 君）  
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

商品券の第三者の転売、譲渡につきましては、こちらはできないという形になっておりますので、一応そちらにつきましても、そういった譲渡が疑われるケースを店舗が見つけた場合とかはですね、無効にするというような話も、というの、という形にもなっているところでございます。

それと、あと商品券の購入につきましては、家族やその代理人、また使用者による分の購入も可能ということでされておりますので、そういった対応をできるかというふうに思っておりますが、ただ代理で来られる際にはですね、どういった関係であるとかですね、そういった形の分をお知らせいただくとともにですね、委任状等の添付をいただくというような形もしていただくように考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5番。

5 番（阿部 豊 君）

4ページの庁舎建設事業費の件で確認をさせていただきたい。総務厚生委員会の所管事務調査の際は、策定委員会の開催3回程度となっているのが、今回8回というふうに増えたということですね。

それと、組織体系図を調査させていただいた時、事務局が総務課ということで、伺っておりますが、この事業自体、本年度から6か年の大事業ですね。業務も考えるとですね、多岐にわたりますし、はっきり言えば、経験者は町長含め誰もいない大型事業じゃないかなというふうに考えます。で、先般の会計年度任用職員についても、事務が多岐で、予定の6月が9月に伸びるというような状況でですね、実態としてこれは専任職員をどのように配置されるのか。そこをお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

議 長（山本 勝憲 君）

すいません、こちらのほうにつきましては、基本構想等の策定委員会ということで、基本計画の回数まで含めまして、全8回ということで考えております。回数につきましてはですね。

それと、体制の部分についておっしゃられました。御指摘のとおりということで考えておまして、ただ、現状、職員数等もありまして、なかなかその部分の手当ができてないというような状況でございます。まあ、指示、町長のほうからは特別に臨時職員でもいいから、適当な方がいればというような形の言葉をいただいているところでございますが、今のところ、総務課の内部で進めさせていただいてるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、お話がありましたように、先ほど阿部議員がお話しされたように、この庁舎建設というのは大変莫大なものですね、膨大なものってということで、我々も認識してるわけございまして、やはり特任っていうか、そういう専任になる職員を配置しなければならないと、私も考えているわけでございますけど、現状、なかなか今厳しいわけでございますので、今後やはり人事異動っていいですか、そういうことを考えながらですね、早くそういう特任っていいですか、そういう配置を付けたいと私も考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

5 番（阿部 豊 君）

資料のほうの策定委員会のほうで見たもので、基本構想と策定委員会ということで、私の資料の見方がちょっと誤ったってことですね。はい、わかりました。

現在、佐々町が50億の基金あって、町の国の政策の起債があるという優遇策も考慮しながら、タイトなスケジュールのなか、今年度から取り組んでいくというふうに伺っております。

とはいえ、基金の半分以上の事業費をですね、投じようとする大事業でございますので、これですね、大変なことだと思ってるんですよ。ましてや、庁舎建設については、近年、ハイブリッドな庁舎建設もされているところも伺っております。より効果がですね、上がるようなことを進めていただくには、知恵を絞って、そこは兼務ではなく、専任でですね、やっぱり職員を配置しないと、スタートからですよ、しないともう大変なことになるんじゃないかなと思います。6か年のスケジュールで組んでありますので、ましてや早期のですね、専任職員の配置をですね、人員を増員してでも行うべきではないかというふうに考えますので、町長のですね、英断を切に願うものでございます。私が申し上げてるのは、やっぱりこれだけの大型事業を、やっぱり兼務では厳しいというふうに考えますので、再度の町長の御回答をいただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは阿部議員がおっしゃるまでもなく、私も大変重要なことだと思っておりますし、起債とい

いますか、借りられる期限が限られているということで、早く立ち上げなきゃならなかったんですが、急にこういうことになってしまったものですから、やはり専任っていうのは、やはり置かなきゃならないと思ってます。しかしながら、現状いま、皆さん御存じのとおり、本庁の職員というのが、今ギリギリの状態で作ってるわけでございます。そういうことで、なかなか専任を今すぐっていうのが置けないわけでございますので、当分の間はちょっと先ほど申しましたように、総務課を中心にですね、計画策定等をやっていたら、すぐやはり職員の採用とか、いろんな面で専門家とかの話し合いを皆さんと、議会の皆さん方と話し合いをしながらですね、町として専任職員というのはやはり置かなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

業務を見ますと、非常に組織の調整、住民の方々の御意見も踏まえて進めていくような内容でありますし、より良いものを建設していくためにも、時代の転換点ですね、ちょうど令和にもなりました。佐々町としてより良いものをですね、事業として進めていっていただくことをですね、切に願うものでありますので、それなりのポジションの役席の専任を置かなければならないんじゃないかというふうに考えますので、現に、現在在職の職員の方、経験したことのない事業ですよ。この取組は本当に難しいものだと思いますので、増員してでも取り組んでいただきたいというふうに要望し、質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

1番。

1 番（永安 文男 君）

今、5番議員の質問と重複することもあるかと思いますが、お許しをいただいて。

あの、庁舎、大型事業のですね、町の一番大事な大型事業の1つということで、庁舎建設事業にかかる補正予算ということであげられておりますけれども、この予算関係の事業の説明の時に、当初予算ではですね、基本構想、基本計画の委員会で協議をされて、まあ、いろいろと詰めていくと。で、その前にですね、内部的に検討をしているというようなお話もありまして、今こういう形で総務厚生委員会の資料を見させていただいておるんですけども、この内容をまとめるまでに、内部でどのくらい検討をされたのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それからあと、今、実際に策定委員会等の話が出たんですけども、こういうふうな外部関係の協議のなかで、回数関係も今、総務課長が説明されたときに、資料では3回、4回って、構想委員会では3回、計画委員会では4回なんですよね、それで7回なんですけど、8回というお話で、ちょっと今私もどういふふうな考えで毎月1回すると、年度内まで行けば毎月で8回ぐらいっていうことで、それが正かなって思うんですけど、これはもういらんことで、すいませんですけどもですね。ただ、こういうふうな内容を検討されたなかで、今度はこの資料を見ると、住民アンケートとかですね、パブリックコメントが年度内にこう予定されてるんですけども、この辺のことをですね、もう少し、私も所管委員会じゃなかったものですから、説明をいただければ、住民に対するいろいろな大型事業を構築していくなかでですね、住民の理解が得られてくんじゃないかと思っておりますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）  
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

内部の検討ということでございますけど、総務課のほうで最終的には受けましたのが4月からでございますので、そちらの中から内部的に検討をさせていただいて、このような資料を作成させていただいたということでございます。

で、まあ、戦略調整会議とかいう形で、町長、副町長、理事、総務課長である私と、企画財政課長を入れたなかで、そういう部分で協議をさせていただいております。で、昨年度までは、職員の中で研修という形で、他の自治体の視察研修を行っておったところでございます。まあ、そういうような資料、また、27年でしたか、庁舎のあり方検討委員会ということを開いて報告書ができております。で、そちらの報告書等も参考にしながらですね、このような形で資料をまとめさせていただいたところでございます。

で、すいません、委員会のほうの説明で確かに、ちょっと議事録を確認いたしましたところ、私のほうで大体基本構想のところ3回、基本計画のところ4回という形の発言をさせていただいて、内部の検討委員会は8回程度という形で、御説明させていただいております。誠に申し訳ありません、ちょっとあの1回程度、予算部分ではございますので、プラスして計上させていただいております。

すいません、パブリックコメントですね、すいません。イメージ的にはですね、まず住民アンケートを当初から実施しまして、住民さんのいろんな意見を聞きたいなというイメージでございます。で、その後に基本構想という形で、庁舎の建設の方針とか、そういう部分がある程度出ますので、その辺に対して、まずは住民さんの意見を外部的にもらおうと、広くもらおうと。で、その後に基本構想のほうをまとめまして、その後に基本計画のほうに移ってまいりますけど、その中で庁舎の場所とか配置とかそういう部分を決めていくわけですが、その基本計画がまとまったところで、こういう計画がまとまりましたよという形で、パブリックコメントとなろうかと思っております。

実際的に、具体的な建物の構造とか、場所はその時点である程度決まるとは思いますけど、最終的にはまだその後に基本設計ですね、そういう部分が入ってまいりますので、例えば基本計画の中で、住民さんの意見でちょっと違った部分が出た部分については、ある程度、基本計画の中である程度決まるわけですけど、その中で具体的な部分でもうちょっと住民さんの意見が来れば、今度はまあ基本計画の中でそれを取り込みながら、修正できていけるのかなというイメージで今のところ考えているところでございます。まだ、申し訳ないですけど、基本構想、基本計画策定自体のその発注自体もまだ行ってない、ちょっと今、ちょっと遅れている状況ですんで、この部分しっかり今後詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）  
1番。

1番（永安 文男 君）

ありがとうございました。今説明がありました住民アンケート、パブリックコメントと、住民の、住民さんのいろんな意見集約が、令和元年度のスケジュール表では後ろのほうに書いてございましたんですね、それが構想とか計画にどの程度反映されるのかというのがちょっとあったもんですから、お尋ねしたんですけども、今、あの説明では、いろんな御意見等を加味しながら計画を立てていくということでございましたので、その辺のことは十分考えられて

展開されるというふうに思います。

それで、この補正予算のですね、この中に書いてある委員の報酬及び旅費については町が負担するっていうふうに書いてあって、今回の6月の補正に出てきてるんですけども、当初の委託料の中でですね、そういうふうなことを組み込むっていうことはできなかったのか、何か理由っていいですか、何かあるのかをちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、町の重要事業で、この前から4事業の、大型事業の10年間での事業を説明を受けたわけですけども、まあ、財政的な問題等も含めてですね、これが本当に大丈夫なのかというふうに心配するところもございますので、大事な、当然しなければならない事業ということで町長から説明を受けておったんですけども、その辺のことでちょっと、この庁舎大型事業は補助事業として当然組み込むためには、今年度、来年度の設計等の部分を完結しなきゃいけないっていうのは承知してるんですけど、その辺のことでちょっと、町長からお話を聞かせていただければというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、あの、当初予算での計上につきましてはちょっとこちらのほうで失念しておりました。申し訳ありませんでした。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほど、永安議員がおっしゃいましたように4事業っていうことで、私が前、当初予算でお話し、当初っていうかそういうことでお話をいたしまして。あの、これの庁舎建設については、平成31年度が起債の採択っていうのがですね、庁舎の採択が、交付税措置がみられるっていうのが、最後の年度になるわけでございます。ということで、こういうことを去年情報が入りまして、町としてはやはり庁舎建設というのは、やはり重要なことだということで、やはり、佐々町も大変古くですね、耐震工事もしていないということで、建て替えを今のうちに32年度までにやったほうがいいんじゃないかということで、掲げてお願いをしたわけでございます。

確かに、主要4事業ということでごみ処理施設もありますし、それから給食施設もありますし、たくさんのお金がかかるっていうのは我々も十分この前お話ししたとおり、財政計画を見据えてですね、お話ししたとおりでございます。それをどうにかしてですね、クリアして、やっていかなきゃならないんじゃないかということで、基金も今たくさんあるわけでございますけど、これが早く消えてしまうわけですね。これはまた我々も財政的に大変難しいっていうのはよくわかっているわけでございます。そういうなかでやはり町として、皆さん方と協議をしながらですね、やはりやっていかなきゃならないと思いますし、やはりそういうことで、我々もですね、財政をみながらやっていこうということで、まずは庁舎建設については年限が来ますので、早くですね、やっていこうと思っておりますし、ごみ処理施設についてももう期限が来てるわけでございます。これについても早くですね、やはり国のほうとお話ししながらですね、やっていこうということで考えていますので、やはり財政と両睨みながら、町として考えてやっていかなきゃならないと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、説明がありました、あの、なかなか大変な事業で、大型事業で、これからも規模の問題とか、先ほどお話が出ておりました職員の問題とか、それから補助、起債の対応の問題とか、いろんな関係が出てくるというふうに思いますので、その辺の取組についてはですね、十分考慮して、取り組んでいただきたいということでお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

ないようです。

これから討論を行います。

討論もないようです。

これから採決を行います。議案第 44 号 令和元年度佐々町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

40 分まで暫時休憩といたします。

（11 時 32 分 休憩）

（11 時 40 分 再開）

— 日程第 3 議案第 45 号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 45 号 令和元年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 45 号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

**住民福祉課長（今道 晋次 君）**

すいません、1枚めくっていただきました。第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）、歳入。

3款国庫支出金、補正額34万6,000円、計2億6,978万2,000円。2項国庫補助金、補正額34万6,000円、計7,424万円。

6款繰入金、補正額17万2,000円、計1億8,266万円。1項一般会計繰入金、補正額17万2,000円、計1億7,066万円。

歳入合計、補正額51万8,000円、計11億7,206万1,000円。

歳出、1款総務費、補正額51万8,000円、計1,529万5,000円。1項総務管理費、補正額51万8,000円、計434万円。

歳出合計、補正額51万8,000円、計11億7,206万1,000円。

次のページ、すいません、歳入歳出補正予算事項別明細書は割愛させていただいて、最後のページの3ページをよろしくお願いたします。

まず、上段のほうの介護保険事業費の補助金34万6,000円でございますけれども、歳出のほうにありますように介護保険システム改修業務委託料にかかる補助金3分の2ということでございます。

それから、その中段のほうになります、一般事務費繰入金、一般会計からの繰入金ですけれども、これは先ほど一般会計のところでお説明をさせていただいたとおりでございます。町の負担分3分の1の一般財源にかかるものを、一般会計から繰り入れをしているものでございます。

それから下の歳出のところの、1目一般管理費の委託料、介護保険システム改修業務委託料51万8,000円ですけれども、この、今回の改修、システム改修につきましては、介護職員の更なる処遇改善と、消費税増税に伴う影響にかかる上乘せというふうな形での対応として行うものでございます。すいません、消費税の改正に伴う分のシステム改修については、おおむねほとんどの業務が30年度に進んでおりますけれども、今回この分については、今年当初予算編成後に国のほうから通知があったもので、当初予算に間に合いませんでしたので、今回計上をさせていただきますところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第45号 令和元年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

暫く休憩といたします。

（11時45分 休憩）

（11時58分 再開）

— 日程第4 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく12時でございますけれども、議案が終了するまでやっていきたいということを思っております。

日程第4、議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第46号 朗読）

次のページに履歴書等を添付しておりますので、御一読をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって質疑討論を省略し、直ちに採決します。

議案第46号 固定資産評価委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は、同意することに決定しました。

— 日程第5 発議第1号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、発議第1号 議員の派遣についてを議題とします。事務局長に朗読させます。議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（発議第1号 朗読）

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

お諮りします。発議第1号 議員の派遣については、原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

（12時02分 散会）